

番 号	題 名		
請 願 第 9 号	障害者自立支援法の改善を求める意見書提出方について		
受 理 年 月 日	平成18年9月15日	付 託 委 員 会	厚 生
要 旨	<p>障害者が地域で自立した生活を営むことは、国、県及び市町村においても一致した目標となっている。</p> <p>しかるに、今年4月から施行された障害者自立支援法は、さまざまな問題を生じていることが明らかになった。</p> <p>障害者においては、原則1割の負担を課せられたことから低所得者を中心に福祉サービスの利用控えが起きた。その数は、大分県の調査によると193人に達している。</p> <p>福祉事業所においても、人員削減や賃金の切り下げ、パート化などの動きが広がっている。10月からの全面実施により、さらに影響が拡大することも危惧される状況である。</p> <p>このような状況に対して、県及び市などが独自の支援策を打ち出し、障害者の自立を支援しているが、自治体単独で負担増による影響を全面的に解消することは困難である。</p> <p>このままでは、障害者自立支援法が目的として掲げている「障害者が安心して暮らすことのできる地域社会を実現する」ことが不可能になりかねない。</p> <p>よって、下記事項について政府及び国会に意見書を提出していただきたく請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者原則1割負担により必要なサービスの利用控えが起きないように、負担額や軽減措置について見直すこと。 2 事業所の運営や人材確保を困難にしている報酬日額化、単価の設定、利用日数の制限について見直すこと。 3 地域における自立に必要な就労支援、居住支援、収入確保を実現するために、相談支援体制の維持、強化を図り、ケアマネジメントの適正化を図ること。 4 障害程度区分判定について、知的障害者と精神障害者において低くなること、また、身体障害者においては障害によってバランスを欠くなどの問題が生じていることから、障害によって必要なサービスを受けられないことのないよう、早急な区分判定基準の見直しやその改善を行うこと。 5 厚生労働省は、障害者自立支援法とそれに基づく制度が障害者の地域生活に与えている影響の重大さを認識し、実態を早急に把握し、制度全般の見直しと改善を迅速に行うこと。 6 支援費制度により導入された障害者によるサービスの自己選択、自己決定の理念を守り、障害者自立支援法の目的である「障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を図るためにも、本法の改善に努め、安易に介護保険制度には移行しないこと。 		